

# 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた皆様へ

## 【国民健康保険税の減免のお知らせ】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた世帯への支援策として、国民健康保険税の減免についてご案内いたします。

- 対象世帯 1** 新型コロナウイルス感染症により、世帯の「主な生計維持者」が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯
- 対象世帯 2** 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の「主な生計維持者」の収入減少が見込まれ、次の①～③のすべてに該当する世帯

世帯の「主な生計維持者」について、

- ① 事業収入（営業・農業）、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかが、前年と比べて 10分の3以上減少する見込み

（保険金（傷病手当金や休業手当）、損害賠償等により補填される金額がある場合は減少額から控除します。（特別定額給付金等の国や都道府県から支給される各種給付金については含めません）

- ② 前年の所得の合計額が 1,000 万円以下

- ③ 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が 400 万円以下

※ 令和元年中の所得が確認できない場合（未申告等）、減免手続きができませんのでご注意ください。

※ 非自発的失業者該当（会社都合退職の事由として雇用保険を受給される方）による軽減制度の対象者は、この減免制度の適用対象外となります。ただし、給与所得以外の事業収入等において①の基準に該当する方は対象となる場合があります。

### 減免対象となる保険税

令和元年度及び令和2年度の保険税のうち、令和2年2月1日～令和3年3月31日までに納期限が設定されている保険税

### 減免額

対象世帯1 全額免除となります

対象世帯2 次の計算式により、一部が減額となります

《減免額の計算式》 減免対象保険税額【表1】 × 減免割合【表2】  
(A×B/C) (D)

【表1】

対象保険税額 (A×B/C)
A:「世帯の被保険者全員」について算定した保険税額
B:「主な生計維持者」の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額
C:「主な生計維持者」及び「世帯の被保険者全員」の前年の合計所得金額

【表2】

世帯の「主な生計維持者」の令和元年中の合計所得金額	減免割合 (D)
300 万円以下	全部(10分の10)
400 万円以下	10分の8
550 万円以下	10分の6
750 万円以下	10分の4
1,000 万円以下	10分の2

※対象となる保険税を既に納付いただいた後でも、遡って減免の対象となります。対象の保険税が減免適用後に還付となる場合は、減免申請後から還付までに2か月ほどかかりますのでご了承ください。

## 申請方法

下にあるフローチャートにて、ご自身の世帯が減免対象となるかご確認をお願いします。  
減免対象となる場合は、「減免申請書」と「事業収入等の状況申告書」を記入していただき、次の「申請書類」と一緒に、税務課あてにご郵送ください。

- ・申請書等はホームページから印刷できます(印刷環境がない方は、郵送いたしますのでご連絡ください)
- ・申請にかかるコピーや郵便等の費用については、ご自身でご負担願います。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申請をされる際は、可能な限りご郵送にて行っていただくよう、ご協力をお願いいたします。

## 申請書類

※①は **対象世帯1**・**対象世帯2** 共通です。

- ① 「減免申請書」、「事業収入等の状況申告書」
- ② **対象世帯1** 医師による死亡診断書や診断書等のコピー
- ③ **対象世帯2**
  - ・令和2年1月以降の給与明細や売上帳簿などのコピー(収入状況がわかるもの)
  - ・令和元年中の「確定申告書」や「源泉徴収票」のコピー
  - ・廃業届、離職票、退職証明書等のいずれか1つ(廃業や失業の場合)

## 申請期限

令和3年3月末まで

## フローチャート

世帯の「主な生計維持者」が、新型コロナウイルス感染症により死亡、または重篤な傷病を負いましたか？

はい



いいえ

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の「主な生計維持者」の収入減少が見込まれますか？

⇒ 表面にある、**対象世帯2**の①～③のすべてに該当するか確認してください

はい



いいえ

対象世帯1に該当

対象世帯2に該当

減免基準に該当していません

**減免が受けられる可能性があります**

申請方法・申請書類をご確認いただき、書類を下記まで送付してください。

よくある

お問い合わせ

Q. 世帯の「主な生計維持者」とは、「世帯主」のことですか？

⇒ A. 世帯の「主な生計維持者」とは基本的には「世帯主」(国民健康保険の加入を問わず)を言います。ただし、世帯員の収入が世帯主より多い場合には、当該世帯は世帯員の収入により生計が維持されていると考えられますので、今回減免が適用される場合があります。

(お問い合わせ) 入善町役場 税務課 住民税係  
〒939-0693 富山県下新川郡入善町入膳 3255 番地

電話 代表：0765-72-1100 (内線 122,127)  
直通：0765-72-1835